

平成22年度第2回山口県高齢者医療懇話会（会議録）

日時 平成23年2月3日（木）
午後1時30分～午後2時50分
場所 山口県後期高齢者医療広域連合大会議室
（山口県自治会館4階）

【出席者】

出席委員：田中会長、石田副会長、藤谷委員、岡本委員、中村委員、堀委員、
中嶋委員、萬委員、小山委員、天艸委員、小野委員
広域連合事務局：宮崎事務局長、長弘事務局次長、横山総務課長、鶴田業務課長、
村田業務課長補佐、有吉業務課長補佐、岡村総務係長、
重村賦課徴収係長、関本資格電算係長、中村医療給付係長、
竹尾主事

1 開 会（長弘事務局次長）

2 挨拶（宮崎事務局長）

新しい高齢者医療制度の「最終とりまとめ」が示されたが、実施時期は1年先送りされる見通しである。また、昨年12月、厚生労働省は平成20年度の医療費マップを公表し、山口県の市町村国保と後期高齢者医療制度を合わせた「1人あたり実績医療費」は全国で2番目に高い状況となっている。このような現状を認識し、保険者としての取り組みを進め、結果として被保険者へのサービスの向上に努めていきたい。本日は、幅広い立場で御意見をいただき、御指導、御鞭撻をお願いしたい。

3 報 告

高齢者のための新たな医療制度等について（最終とりまとめ）

- 事務局から資料1「高齢者のための新たな医療制度等について（最終とりまとめ）」の内容について説明。

質疑応答

- Q 最終とりまとめで患者負担について70歳から74歳までの負担割合が1割から2割となるのは納得できない。今回の最終とりまとめは今後変更されることはないのか。
- A 新制度への移行は今回の最終とりまとめに基づいて行われる方向だが、民主党内では負担割合が1割から2割に上がることに反対意見が出ている。また、税

制との問題もある。厚生労働省は新制度の実施時期（平成25年3月）を1年延期すると表明している。最終とりまとめは出たが、今後の情勢は流動的である。

- Q 現在の後期高齢者医療制度は、高齢者の保険料の伸び率が現役世代より高くなってしまいう問題がある。新制度ではこの問題を是正することが主眼の一つにおかれていると思われる。高齢者の保険料と若年者の保険料の伸び率を同じにする具体策はどのようなものとなるのか。また、新制度移行直後は高齢者の保険料は上昇する懸念があるが、どう考えるか。
- A 新制度の法案をまだ確認していないが、新制度移行直後は市町の国民健康保険に加入することになり、保険料が上がる可能性がある。後期高齢者医療制度施行当初の保険料はかなりの人は下がっており、新制度開始直後はこの逆のことが多少発生することは考えられる。

主な意見

- ・高齢者は現役世代の約5倍の医療費がかかるといわれている。質が高くコストが低い医療を提供することが課題である。また高齢者は年金生活者が多く、医療費を負担する能力はしだいに低くなっていく。増大する医療費を誰がどのように支えるのが問題で、制度の手直しだけでは根本的には解決できない。
- ・70歳以上の人の負担割合は暫定的に1割になっており、新制度において2割になれば医療費負担が2倍になる。70歳以上の人は年金生活者が多く、負担割合は1割のままにしておくべきだ。
- ・新制度移行に際しては保険料の上昇をできるだけ抑えるような施策を検討しておく必要があるのではないか。

テーマ 「健康診査の受診率向上について」

- 事務局から資料2「健康診査の受診率向上について」の内容について説明。

質疑応答

- Q 保険者として健康診査の結果を健康づくりのためのアドバイスに活用するというようなことには使わないのか。
- A 現時点では、そこまでの検討は行っていない。

主な意見

- ・医療機関にかかっている人なら、健康診査の内容を網羅して診察を行っており、改めて健康診査を受診する必要はない。
- ・健康診査を受診していないが医療機関に定期的にかかっており、健康診査と同程度の診察を受けている場合は健康診査を受診したものとして扱ってもよい

のではないか。

・昔は無料で健康診査を受診できたが、今はお金がかかる（５００円）ことが受診率の上がない原因の一つではないか。

4 議 事

ジェネリック医薬品利用促進について

- 事務局から資料３「ジェネリック医薬品利用促進について」の内容について説明。

質疑応答

- Q ジェネリック医薬品の普及率は薬局によって差がある。この要因は、薬剤師、医師の考え方によるもの、患者の希望等様々な要因が考えられる。普及率が低いのは総合病院なのか、個人病院なのか、また診療科目ごとの普及率のデータを事務局で把握していただき、今後の普及に活用していただきたい。
- A 保険者としては技術的に調剤レセプトを細かく分析する機会、ツールがない状態である。ジェネリック利用差額通知を実施することで利用状況の分析が可能になり、普及促進の効果もあると考えている。
- Q 平成２３年度のジェネリック医薬品利用差額通知の実施の予定は具体的に決まっているのか。また、実施に際しては医療機関、各会に対して十分周知を行ってほしい。
- A まだ具体的には決まっていないが、県内市町国保の実施状況を把握しながら決定したい。また、実施にあたっては医師会、歯科医師会、薬剤師会、また県内市町とも十分調整させていただく予定である。
- Q ジェネリック医薬品利用差額通知では患者負担の部分のみの差額が通知されるのか、それとも患者負担以外の部分の差額も通知されるのか。
- A 患者負担の部分の差額が通知される。

主な意見

- ・ジェネリック医薬品を導入することで、薬局としては在庫負担や品揃えの問題は多くなっている。
- ・ジェネリック医薬品利用差額通知で、患者負担以外の部分の削減効果も表示されるとよいのではないか。

5 閉 会

会長より閉会を宣言